二十五　か焼場又は乾燥場	
1・2　［略］ 3　水銀排出施設の構造 4・5　［略］	1・2　［略］ ［新設］ 3・4　［略］
二十六　製錬場	
1・2　［略］ 3　水銀排出施設の構造 4・5　［略］	1・2　［略］ ［新設］ 3・4　［略］
二十七～三十一　［略］	
［略］	［略］
三十二　最高使用圧力〇・四メガパスカル以上のボイラー（最高使用圧力一メガパスカル以下の貫流式のボイラー（管寄せの内径が十五センチメートルを超える多管式のものを除く。）であって、伝熱面積が十平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあっては、当該気水分離器の内径が三十センチメートル以下で、その内容積が〇・〇七立方メートル以下のものに限る。）を除く。）又は蒸気圧力容器（最高使用圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下のものを除く。）	
1・2　［略］ 3　水銀排出施設の構造	1・2　［略］ ［新設］
［略］	［略］
三十三～三十五　［略］	
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部改正）

第二条　鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（鉱害の防止）	（鉱害の防止）
第五条　［略］	**第五条**　［略］
一～三　［略］	一～三　［略］
三の二　水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）は、大気汚染防止法第十八条の二十二の排出基準に適合していること。	［新設］
三の三　前号の水銀濃度の測定方法は、大気汚染防止法施行規則第十六条の十二第一号の測定方法によること。	［新設］
四～二十二　［略］	四～二十二　［略］